

習志野市内の農家の皆様へ

平成23年8月

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による農産物の損害は、賠償請求することができます。

【東京電力(株)が賠償すべき損害】（原子力損害賠償紛争審査会の中間指針より）

○出荷制限指示等に伴う損害（営業損害、放射能検査費用等）

※千葉地域では、牧草等の給与制限及び卵の出荷自粛に関する損害

○風評被害（買い控えや取引停止等）による損害（営業損害、放射能検査費用等）

※千葉地域では、食用農林産物（野菜、椎茸、茶など）及び肉牛（平成23年7月8日以降に生じた損害に限る）の価格低下や出荷断念等による損害

◆損害賠償請求を行うためには、被害を証明する資料が必要になります。

【証明資料の例】（農林水産省ホームページより）

- ✓ 各種資材等の購入に係る領収書や購入伝票
- ✓ 収穫や給与に至らなかった農作物・飼料の数量等を明らかにできる作業日誌
- ✓ 出荷停止となった農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出荷伝票及び回収・処分した場合の領収書
- ✓ 家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録
- ✓ 納税関係書類（損益計算書等）
- ✓ 現況を示す写真 など

※損害賠償請求に関するご相談は、下記にお問い合わせください。

習志野市農政課

電話047-453-9217

千葉農業事務所企画振興課

電話043-300-1985